

川本綾著

『移民と「エスニック文化権」の社会学 在日コリアン集住地と韓国チャイナタウンの比較分析』

明石書店, 2018 年

本書との出会い

書評執筆依頼をいただいたのは、本書をたまたま図書館で見つけて、つまみ食いの読み進めているときだった。タイトルの「エスニック文化権」という語に惹かれたのだ。というのもこの数年来、私は在日韓国・朝鮮人2世における生活文化の継承というテーマの共同研究に取り組んでおり、研究を補強する理論を今も探している。エスニック文化権については後ほど少し詳しく述べよう。いわゆるオールドカマー外国人の文化とその権利のあり方について日韓比較の視点から論じた本書を、期待をもって手に取ったわけである。

本稿は、そうした先行する期待ゆえに生じたギャップに触れざるをえない。また著者の川本綾氏と関心領域に近い者としては、本稿を相互研鑽の機会と捉え、やや批判的に評者の任を務めようと思う。以下、本書の紹介をした後、疑問点・論点をいくつか提示していく。

本書の構成・内容

本書は、いくつかのエスニック・マイノリティの「エスニック文化権」を念頭に置き、対象事例となるマイノリティをとりまく国家政策および自治体行政、地域社会との関わり、エスニック・コミュニティ間の関係形成について、緩やかな日韓比較を試みた、都市社会学研究のアンソロジーである。

サブタイトルからうかがえるように本書は大きく2つの部分で構成され、その前後に、問題関心と先行研究・研究方法を記した序章と、本書のまとめにあたる終章が置かれる。章立てに明示されているわけではないが、便宜上、本論の前半（1・

2章）を「日本編」、後半（3・4・5章）を「韓国編」と呼びたい。

各章の概略を示しておこう。日本編の立ち上がりとなる第1章は、在日コリアンをはじめ在日外国人を対象とする日本の諸政策の展開を追う。後半では大阪市に絞ってその外国人施策を紹介し、とりわけ民族学級設置の歩みに注目する。続く第2章は、大阪市西成区を主たる舞台に、在日コリアン流入の歴史、皮革産業・ナット製造業といった在日コリアンの典型的産業、沖縄出身者や被差別部落住民とのかかわり、教会ネットワークという、各分野における地域生活の関係図を、インタビュー・データを駆使して描く。その上で、エスニック文化権が確立された事例として、公立長橋小学校に開設された民族学級が取り上げられる。以降の韓国編は、日本の事例との比較を意識しながら記述が進む。まず第3章では華僑を軸に、在韓外国人政策の展開をたどる。時系列にみて、それは在韓華僑に対する規制中心の政策、外国人労働者政策、多文化政策と変遷してきた。そして第4章は、1990年代より行政の観光施策として仁川広域市に登場した「チャイナタウン」の建設・活用の是非をめぐる、華僑へのインタビュー調査データにもとづく考察である。第5章では、この10年あまりの間に進展してきた多文化政策、とりわけ二重言語教育政策を扱う。2000年代以降、結婚移住者と韓国人との間に生まれた子どもが増加した。ここで著者は、中国やベトナムにつながる子どもたちを学校適応させる試みを政府報告書に依拠して紹介する。

これらの論述を経て得た知見を、川本は3点にまとめる。すなわち、①国家や制度と「移民」の

関係。比較により日韓それぞれの特徴が鮮明になった。②「移民」の地域社会への包摂とエスニック文化権の確立にあたってのコミュニティ（エスニック・コミュニティのみならず地域社会も）の重要性。③地域社会での新たな共同性に基づいたコミュニティ構築において、エスニック文化権が持つ有効性。グローバル化が進展する中、エスニックな文化権は地域の社会資源として期待できるという。

本書を通読し、一読者として、関心はあったものの断片的にしか知らなかった地域事例を、より体系的に知ることができた。インタビューで得られた当事者の具体的語りは、国家・地域・制度の複雑な現実を反映しており示唆に富む。エスニック・マイノリティの社会統合という重要な課題を扱った本書の意義には異議がなく、示された知見も大筋では妥当だと思う。しかし本当に論証されているのかというと、評者としては見過ごせない点がいくつかある。以下でそれらを一つずつ述べていく。

エスニック文化権

本文に次のようなくだりがある。『「移民」のエスニックな文化権の保障は、当事者の権利であると同時に、ホスト社会に対しても、それが定住歴の長さや政治的状況にかかわらず社会的に守られるべきであることを周知し、『移民』の子どもを守る装置としても機能するのではないか』（本書 p. 24）。序章にはエスニック文化権の簡単な概念規定があり、重要な提起である。しかし、エスニック文化権とは本書の事例では何であり、それを通じて何がいえるのか。その後の章を読んでも結局よくわからないままであった。著者もこの点は自覚していて、終章の最後の段落で、エスニック文化権の具体例と確立方法は「まだ調査研究と検討が必要」だと書く。エスニックな文化に迫ろうとする調査や検討が本書にないわけではないが、着地点がまだあいまいにみえる。そうであるなら、書名に掲げるには少し早かったのかもしれない。

エスニック文化権（polyethnic rights）とは、カナダの哲学者 W. キムリッカの、複数のエスニッ

ク集団を内包するホスト社会における移民の集団的権利を論じる概念である。より具体的には、特定のエスニック集団等が一定の活動への財政援助及び法的保護（Kymlicka 1995=1998, 9）を要求するとき、その権利の承認は自由主義の社会であっても社会統合の観点から妥当だといえると、キムリッカは説く。

思うに、ホスト社会にとってエスニック文化権の存在意義は、すでに多数エスニック（polyethnic）な状態の社会が、合理的に、正義に則って、集団単位でより円満に統治されることである。あるエスニック集団のエスニック文化権が公的に認められるには、当該社会に定住し社会参加する意思の存在が前提となる。独自の言語や文化的特殊性の保護はすべての移民に無条件に保障されるわけではないのである。今や法的に永住資格を得た旧来型移民は、対象として異論ないだろう。韓国の人増加政策下で形成された多文化家族も定住化しつつある在日ニューカマー 2 世も、いずれ同じ運命をたどるかもしれない。とはいえ、もう両者は同一線上で語ることができるのだろうか。性急に旧来型・新来型移民を「つなぐ」（p. 12）ことで、エスニック文化権の議論はかえって方向を見失うのではないか。その意味で、居住社会との関係に関する分析がもっとあってよい。

研究対象の定義、コミュニティの設定

エスニック文化権との関連で、エスニック集団およびコミュニティの概念と射程についても述べたい。サブタイトルに明らかなように、本書の主たる研究対象は在日コリアン並びに在韓華僑という、両国の旧来型移民である。しかし実際に言及される「移民」は多岐にわたる。旧来型移民だけでなく新来型移民を含めた議論なのか。そもそも「在日コリアン」、「華僑」自体、どこまで外縁をもつ定義なのだろう。例えば、仁川でのインタビュー調査協力者一覧（p. 9）に、1967 年生まれで 2005 年に渡韓した中国人女性 O 氏もあるが、彼女も「華僑」とみなすのか。さらに、国内他地域からの転入者や居住国国籍保持者はどう考えるべきか。それらが問題になるのは、「エスニック・コミュニティ」というとき、漠然としたイメージに

なってしまうからである。本書によると在韓華僑は、そのほとんどが現在の中華人民共和国にあたる地域の出身でありながら、中華民国籍をもち、反共教育を受けてきた (pp. 121-123)。では「中華風」とか「中国からの投資」というとき、参照枠としてはどの範囲が考えられるか。現実の中国および台湾と韓国の関係の変化からはどんな影響が考えられるのか。個々の語りはコミュニティの代表例なのか、それとも内部は多様なのか (個人レベルでも中／台の二者択一ではなくて振れ幅が大きいという説明はありえる)。次々に疑問がわいてきて、像を結びにくいのである。

ところで第5章は、見出しのごとく「新しいエスニック・コミュニティの形成」を論じたのだろうか。多文化家族そのものや二重言語教育の現場は、数こそ増えたが、コミュニティというほどエスニックな凝集性が高くないように思われる。政策・行政が構築したカテゴリーという側面がより強いのか。子どもたちの一定の学習・生活ニーズには適うかもしれない。けれども自発性に基づくコミュニティでない場合、公的介入なしで持続させたり他のニーズにも対応したりすることまでは見込みにくい。

「地域社会」もまた、本書のキーワードの1つといえよう。とりわけ第2章の西成区の事例分析では、在日コリアン・地域住民・行政の関係形成や相互作用が、在日コリアンの子どもたちのエスニック文化権保障の場を形づくってきた長期の過程が描かれる。ここで問いたいのが、では、地域住民ないし地域社会構成員とは誰かということだ。記述から拾う限りでは、民族学級に関わった学校教員にしか言及がない。学校保護者や学校関係者以外の地域アクターについても描かれたら、「地域社会」の記述がもっと厚く、説得的であっただろうと惜しまれる。

比較検討の可能性と妥当性

本書の比較研究対象は、制度・政策の検討としては日韓、エスニック集団としては在日コリアンと在韓華僑、また地域事例としては大阪市西成区と京畿道仁川市である。興味深い事実や具体的背景、実際問題などがから、一見、両国の特徴が浮

き彫りになった観を呈する。けれども果たして有効な比較なのか、と何度か立ち止まった。まず気になったのは、日本編と韓国編のアンバランスである。形式的には、第2章にあたる部分が韓国編に、第5章にあたる部分が日本編にもあれば、比較らしい体裁になったかもしれない。内容的には、大阪の住民自治の部分と、韓国の中央主導の政策が単純比較できるのか微妙である。もう一つだけ挙げるなら、西成と仁川という舞台設定とそれへのアプローチだ。両地域を選定した根拠は何か。確かにどちらも興味深い事例であり、取り上げる価値は十分ある。ただインタビュー協力者の構成をみると、西成では日本生まれの二世は大半が地元大阪出身であるのに対し、仁川の二世は仁川生まれまたは幼少期に転入した者が半数にとどまり、地域社会との関わりに差がある顔ぶれである。また関連して、仁川中華街は観光特区になるまで寂れていたというのが、そこを既存のコミュニティとみなしてよいのか。比較以前に多くの点で隔りがある2地域といえなくもない。

前述したように、本書があくまで緩やかな日韓比較を試みたということなら、あまり厳密さを求めるべきではないかもしれない。しかし比べようがないトピックやデータを突き合わせても、互いの関連づけが難しいと、限定的な検討にとどまざるをえない。そのためエスニック文化権の考察が制約されたのだとしたら、残念だというほかない。

おわりに

私が個人的に最も興味深く読んだのは第3章・第4章だった。中台韓の間で翻弄されてきた在韓華僑の経験や、そこで生じた複雑な思いの語りは、在日コリアン研究をする者にとっても参考になる。日本の華僑とは成立過程や状況が異なる。しかし在日コリアンの南北問題とも中国朝鮮族ともまた違う。本書を通じて、エスニック・コミュニティの日韓比較論の可能性を感じた。今後の議論のさらなる展開が待たれる。

旧来型移民に対する集団的権利の承認は、生活上の社会適応段階とは裏腹に、日韓両社会において決して単純な問題ではない。帰属の重層化や国

内政治などが関わるからだ。こうした中、地域社会という視点から多数エスニック国家のエスニック文化権を論じた本書の実践的意義を率直に認めたい。移民を包摂する社会統合は、移民自身にとってだけでなくホスト社会にとって、目の前のますます切実な現実的課題となっている。また、人の国際移動は一国単位で完結する事柄ではない。日韓は異なる点も少なくないが、共通項が比較的多く、互いに参照・共有・協力しやすい関係にあ

る。この点も、本書で改めて確認することができた。

(橋本みゆき 立教大学ほか兼任講師)

〈参考文献〉

Kymlicka, Will 1995. *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press
(角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房、1998年).